

【事前説明案件 資料】

素案から原案への修正箇所対照表

石狩市都市整備骨格方針（素案⇒原案 修正箇所）

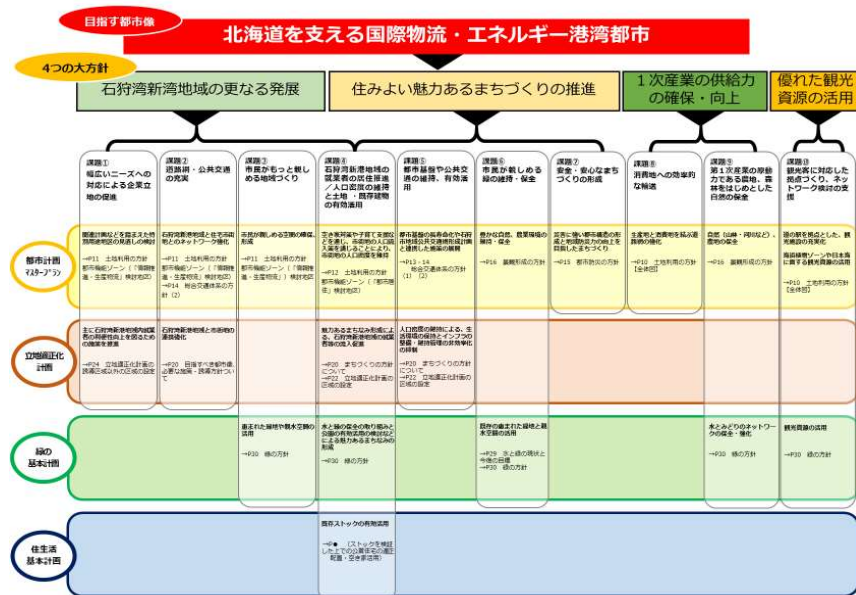
※修正前・・・ 8月に行った市民説明会で配布した（第1回都市計画審議会資料に、後日郵送させていた
ただいた、修正箇所一覧の内容を網羅した）素案

修正前(※)		修正後
仮称としていた計画名を更新 (仮称)石狩市都市骨格方針	⇒	正式名称を『都市整備骨格方針』に決定 石狩市都市整備骨格方針
「空き家」を「空家」に修正 「空き家」	⇒	「空家」に統一 「空家」
住民説明会において頂いた意見「歴史的遺産は本町地区だけではなく、他地区にもたくさんあるが、市のサポートがないという声も聞くので、歴史的遺産を守っていくことを大きく打ち出すべきと考える。」を踏まえた修正 ■5ページ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 優れた観光資源の活用 優れた観光資源を活かした 様々な施策を展開 </div>	⇒	4大方針のうちの1つ「優れた観光資源の活用」において、歴史的遺産などの文言を追加 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 優れた観光資源の活用 優れた観光資源（自然、 景観、歴史的遺産など） を活かした様々な施策を展開 </div>
目指す都市像の最後に「いしかり」を入れる ■5ページ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 目指す都市像 《 北海道を支える国際物流・エネルギー港湾都市 》 </div> ■6ページ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 目指す都市像 北海道を支える国際物流・エネルギー港湾都市 </div>	⇒	目指す都市像 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 目指す都市像 《 北海道を支える国際物流・エネルギー港湾都市 いしかり 》 </div> 目指す都市像 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 目指す都市像 北海道を支える国際物流・エネルギー港湾都市 いしかり </div>

修正前

各計画の体系図の一部修正

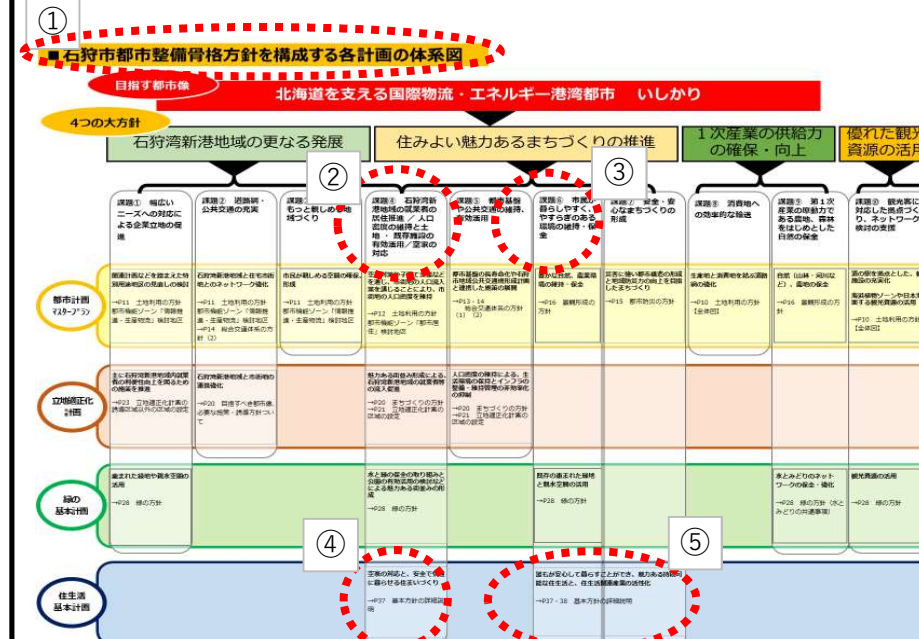
■6ページ



- ① 記述なし
- ② 課題④ 石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存建物の有効活用
- ③ 課題⑥ 市民が親しめる緑の維持・保全
- ④ 既存ストックの有効活用
→P● (ストックを検証した上での公営住宅の適正配置・空き家活用)
- ⑤ 記述なし

修正後

住生活基本計画の記述追加や、文言精査による修正



- ① 見出しの盛り込み
- ② 課題④ 石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／**空家の対応**
- ③ 課題⑥ 市民が暮らしやすく、やすらぎのある環境の維持・保全
- ④ **空家の対応と、安全で快適に暮らせる住まいづくり**
→P37 基本方針の詳細説明
- ⑤ **誰もが安心して暮らすことができ、魅力ある持続可能な住生活と、住生活関連産業の活性化**
→P37・38 基本方針の詳細説明

修正前		修正後
<p>都市計画マスタープランの説明文に《第二次》を追加</p> <p>■8ページ</p> <p>この章は、都市計画法第18条の2に規定する、本市の都市計画に関する基本的な方針です。</p>	⇒	<p>改定版であることを明示するため</p> <p>この章は、都市計画法第18条の2に規定する、本市の都市計画に関する基本的な方針です。《第二次計画》</p>
<p>合併浄化槽に関する記述の変更</p> <p>■10ページ(口森林環境ゾーン、口農業生産ゾーンの2か所)、12ページ(市街化調整区域)、30ページ(口下水道整備等の推進)</p> <p>○合併浄化槽の設置の推進</p>	⇒	<p>所管する下水道課の計画「下水道ビジョン」と記述の整合を図るための修正</p> <p>○合併浄化槽の整備の継続</p>
<p>市街化調整区域について、土地利用の方針の追記</p> <p>■12ページ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎市街化調整区域</p> <p>○合併浄化槽の設置の推進</p> <p>○花畔地区で、旧住宅地造成事業に関する法律に基づき造成された地区について、住環境の保全、地域コミュニティの維持を図る手法のひとつとして、地区計画などの都市計画制度の適用を検討</p> </div>	⇒	<p>市街化調整区域の中で、地域の実情等を踏まえ、市全体のまちづくりや土地利用上支障が無いものについて、将来に向けて、地区を限定して沿道サービス系の土地利用を検討できるように明記するため</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎市街化調整区域</p> <p>○合併浄化槽の整備の継続</p> <p>○花畔地区で、旧住宅地造成事業に関する法律に基づき造成された地区について、住環境の保全、地域コミュニティの維持を図る手法のひとつとして、地区計画などの都市計画制度の適用を検討</p> <p>○主要幹線道路である石狩・手稲通沿道のうち花川南地区及び花川通の石狩消防署周辺地区においては、社会情勢の変化や地域の実情を踏まえ、市全体のまちづくりや土地利用上妥当であり、周辺の開発を促進しないもの、かつ、事業の確実性があるものについて、地区計画などの制度により沿道サービス系土地利用を検討</p> </div>

修正前

都市防災の方針の図、凡例等の修正

■15ページ

第2章 一都市計画マスタープラン

■第3節 都市防災の方針

～ 災害に強い都市構造の形成や防災意識の醸成により、安全安心でより住みよいまちへ ～

□防災拠点の強化と都市基盤の耐震化の取り組み

- 防災拠点や避難所等の防災上重要な施設の機能向上 [新規]
- 自動・共助推進のための防災拠点創出の検討 [新規]
- 建築物の耐震診断と耐震改修の推進
- 空き家の適正管理の周知 [新規]
- ライフラインの耐震化
- 避難物資の備蓄強化と協定に基づく確保体制の強化
- 情報伝達手段多量化の検討（テレビ放送・ラジオ放送・防災行政無線、メール配信サービス、SNSなど）

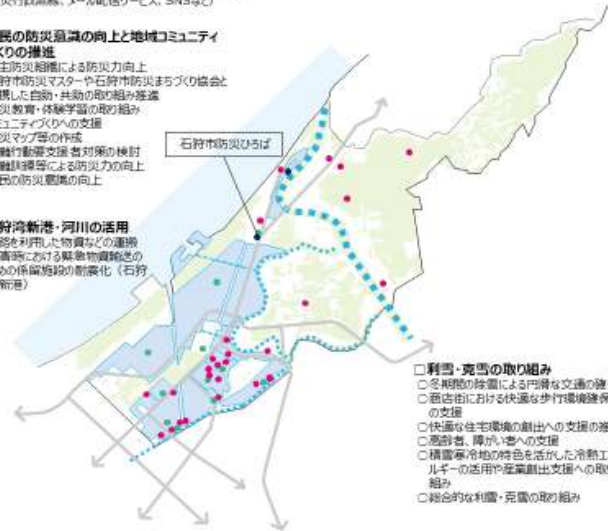
- 厚田地区、浜益地区における取り組み
- 津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域等の周知徹底

□市民の防災意識の向上と地域コミュニティづくりの推進

- 自主防災組織による防災力向上
- 石狩市防災マスターや石狩市防災まちづくり協会と連携した自動・共助の取り組み推進
- 防災教育・体験学習の取り組み
- コミュニティづくりへの支援
- 防災マップ等の作成
- 避難行動要支援者対策の検討
- 避難訓練等による防災力の向上
- 市民の防災意識の向上

□石狩湾新港・河川の活用

- 水路を利用した物資などの運搬
- 災害時における緊急物資輸送のための係留施設の耐震化（石狩湾新港）



凡例（原簿施設含む）

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 津波避難場所

修正後

避難所等の位置等の再確認や凡例の追加による修正

第2章 一都市計画マスタープラン

■第3節 都市防災の方針

～ 災害に強い都市構造の形成や防災意識の醸成により、安全安心でより住みよいまちへ ～

□防災拠点の強化と都市基盤の耐震化の取り組み

- 防災拠点や避難所等の防災上重要な施設の機能向上 [新規]
- 自動・共助推進のための防災拠点創出の検討 [新規]
- 建築物の耐震診断と耐震改修の推進
- 空き家の適正管理の周知 [新規]
- ライフラインの耐震化
- 避難物資の備蓄強化と協定に基づく確保体制の強化
- 情報伝達手段多量化の検討（テレビ放送・ラジオ放送・防災行政無線、メール配信サービス、SNSなど）

- 厚田地区、浜益地区における取り組み
- 津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域等の周知徹底

□市民の防災意識の向上と地域コミュニティづくりへの支援

- 自主防災組織による防災力向上
- 石狩市防災マスターや石狩市防災まちづくり協会と連携した自動・共助の取り組み推進
- 防災教育・体験学習の取り組み
- コミュニティづくりへの支援
- 防災マップ等の作成
- 避難行動要支援者対策の検討
- 避難訓練等による防災力の向上
- 市民の防災意識の向上

□石狩湾新港・河川の活用

- 水路を利用した物資などの運搬
- 災害時における緊急物資輸送のための係留施設の耐震化（石狩湾新港）



凡例（民間施設含む）

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 津波避難場所
- 福祉避難所

凡例の追加



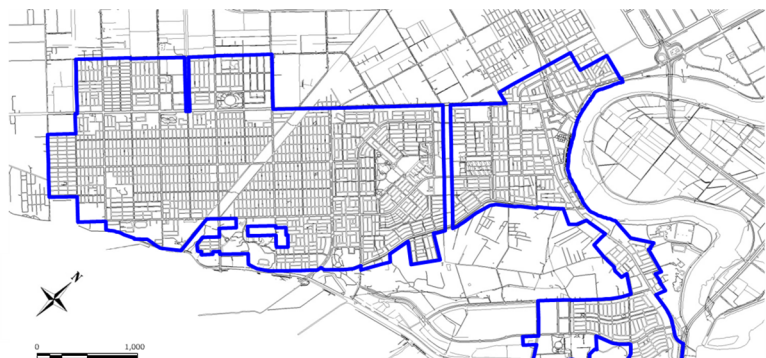
修正前

立地適正化計画の誘導区域の面積を明示

■22ページ

居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、下図の青枠内とします。



※市街地において、一部洪水浸水想定区域（95ページ参照）となっておりますが、地域防災計画に基づき、地区防災ガイドの全戸配布など、防災に対する意識の啓発活動に取り組んでおり、今後も引き続き防災対策を講じていくことから、立地適正化計画における居住誘導区域に含まれます。

■23ページ

都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、下図の赤枠内とします。

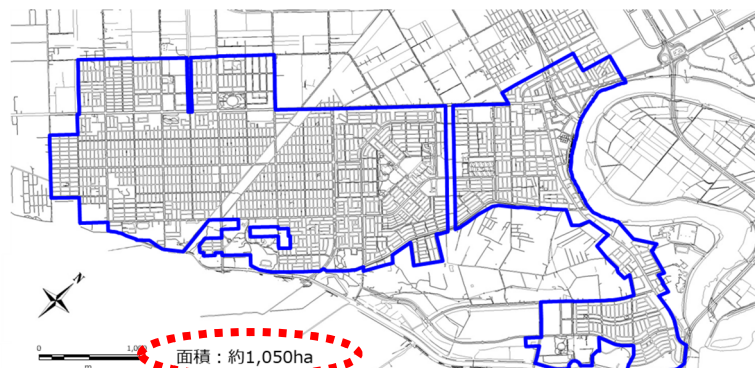


修正後

各誘導区域面積が分かるようになるための修正

居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、下図の青枠内とします。



※市街地において、一部洪水浸水想定区域（95ページ参照）となっておりますが、地域防災計画に基づき、地区防災ガイドの全戸配布など、防災に対する意識の啓発活動に取り組んでおり、今後も引き続き防災対策を講じていくことから、立地適正化計画における居住誘導区域に含まれます。



都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、下図の赤枠内とします。



修正前

立地適正化計画の「成果目標」の表示方法の修正【ページ差し替え】

■26ページ

成果目標について

評価指標	目標値 (中間年) 2030年	目標値 (目標年) 2040年
<p>①居住誘導区域内人口の維持</p> <p>石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略における将来展望の人口推計値を採用。2040年の見直しを、社人研の推計値に概ね1万人上乗せする人口を目標人口とします。</p> <p>施策等による増加人口（目標年で10,000人）の86%は居住誘導区域内であるものと設定</p> <p>(基本年H27: 49,535 (居住誘導区域) ※1) / 57,436 (全市) ※86%)</p> <p>●各推計人口: 81ページ～参照</p>	<p>目標人口</p> <p>2030年の居住誘導区域内将来推計人口 + (目標年増加人口 × 居住誘導区域内人口割合86%) = 42,773 (※1) + (5,000 × 86%)</p>	<p>2040年の居住誘導区域内将来推計人口 + (目標増加人口 × 居住誘導区域内人口割合86%) = 36,676 (※1) + (10,000 × 86%)</p>
<p>②公共交通の利用者増</p> <p>(石狩市地域公共交通網形成計画の目標値を将来も維持。なお、将来の人口減少を考慮すると実質利用割合は増)</p> <p>【石狩市地域公共交通網形成計画: 計画策定現状値 7,850 (千人) 2023年目標値 8,000 (千人)】</p>	8,000 (千人/年)	8,000 (千人/年)
<p>③都市機能誘導区域内誘導施設の増 (行政施設・商業施設)</p>	新たな立地施設 1施設	新たな立地施設 2施設

※1 82ページの各年における、「橋川」、「花川南」、「花川北」、「花野」、「花川東」、「緑苑台」の人口の合計

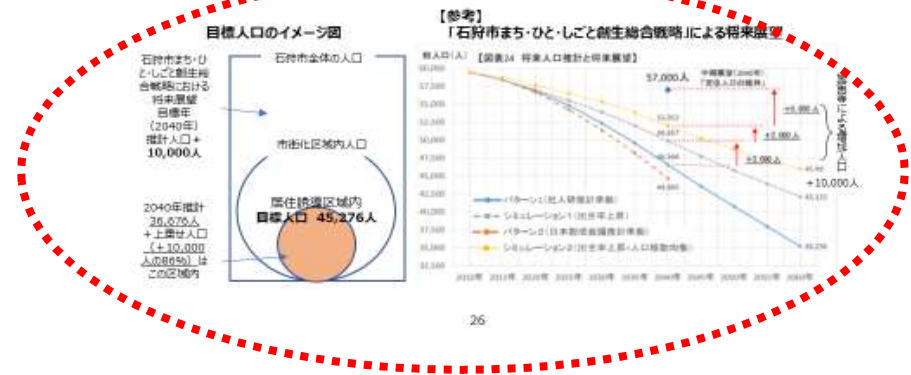
修正後



語句の変更や、図などを追加する補足修正

成果目標について

評価指標	目標値 (中間年) 2030年	目標値 (目標年) 2040年
<p>①居住誘導区域内人口の維持</p> <p>石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略における将来展望の人口推計値を採用。2040年の見直しを、社人研の推計値に概ね1万人上乗せする人口を目標人口とします。</p> <p>【イメージ図（下図）参照】</p> <p>施策等による増加人口（目標年で10,000人）の86%は居住誘導区域内であるものと設定</p> <p>(基本年H27: 49,535 (居住誘導区域) ※1) / 57,436 (全市) ※86%)</p> <p>●各推計人口: 87ページ～参照</p>	<p>居住誘導区域内の 目標人口 47,073人</p> <p>2030年の居住誘導区域内将来推計人口 + (目標年増加人口 × 居住誘導区域内人口割合86%) = 42,773 (※1) + (5,000 × 86%)</p>	<p>居住誘導区域内の 目標人口 45,276人</p> <p>2040年の居住誘導区域内将来推計人口 + (目標増加人口 × 居住誘導区域内人口割合86%) = 36,676 (※1) + (10,000 × 86%)</p>
<p>②公共交通の利用者増</p> <p>石狩市地域公共交通網形成計画の目標値を将来も維持。なお、将来の人口減少を考慮すると実質利用割合は増</p> <p>【石狩市地域公共交通網形成計画: 計画策定現状値 7,850 (千人) 2023年目標値 8,000 (千人)】</p>	8,000 (千人/年)	8,000 (千人/年)
<p>③都市機能誘導区域内誘導施設の増 (行政施設・商業施設)</p>	新たな立地施設 1施設	新たな立地施設 2施設

※1 88ページの各年における、「橋川」、「花川南」、「花川北」、「花野」、「花川東」、「緑苑台」の人口の合計



修正前		修正後
<p>緑の基本計画の説明文に《第2次》を追加</p> <p>■28ページ</p> <p>この章は、都市緑地法第4条に規定する、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。</p>	⇒	<p>改定版であることを明示するため</p> <p>この章は、都市緑地法第4条に規定する、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。《第二次計画》</p>
<p>住民説明会において頂いた意見「砂丘は点在もしているので、区域を広めて表示することはできないか。」を踏まえた修正</p> <p>■30ページ</p>  <p>石狩湾新港地域 ・宅地内緑地の保全</p> <p>石狩川 ・河川敷地の緑化等 ・親水性空間の形成の取り組み ・上下流域交流の推進</p> <p>緑地 ・地域の実情を踏まえ、樹木の適正管理の手法について検討</p> <p>地区公園・近隣公園の有効活用検討 ・子育て支援施設等の配置など</p> <p>花川南地区 ・計画的な下水道の整備</p> <p>茨戸川 ・河川敷地の緑化等 ・親水性空間の形成の取り組み ・浄化運動の促進</p> <p>発寒川 ・河川敷地の緑化・利活用 ・親水性空間の形成の取り組み</p> <p>○合併浄化槽の設置の推進</p> <p>□水とみどりのネットワークの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ○花とみどりのまちなみ形成の取り組み（道路、宅地を活用したうおいと安らぎの創出） ○宅地内緑地の保全・創出の取り組み ○市役所周辺における公園整備のあり方についての検討 ●スポーツ振興エリアの設定の検討【新規】 ●公園長寿命化計画に基づく、計画的な公園リニューアルの取り組み【新規】 ●公園等の多面的な利用の検討（子育て支援や高齢者社会への対応）【新規】 ○大きなみどりの維持・保全 ○みどり豊かな住環境の創出の取り組み ○自然循環型森づくりの推進 ○緑地・山林の保全 ○地域特性に合わせた街路樹の樹種変更の検討 <p>□河川等の整備、利活用と保全の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川敷地の緑化（石狩川、茨戸川、発寒川、樟川、石狩放水路など） ○親水性空間の形成の取り組み ○河川の浄化運動の促進（水質改善、水の循環の取り組み） ○石狩川水系上下流域交流の推進（河川環境の保全） ○生物多様性に配慮した河川整備 ○海を育てる森林の保全・育成 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●●●● 保安林 ■ 農地・河川 ■■■■ 水辺空間 ■ 森林 ⚙️ 公園の有効活用検討 ■ 海浜植物等保護地区 ⊗ スポーツ振興エリアの検討 ● 紅葉山砂丘の保全 	⇒	<p>図面上の紅葉山砂丘を表すエリアを拡大</p>  <p>石狩湾新港地域 ・宅地内緑地の保全</p> <p>石狩川 ・河川敷地の緑化等 ・親水性空間の形成の取り組み ・上下流域交流の推進</p> <p>緑地 ・地域の実情を踏まえ、樹木の適正管理の手法について検討</p> <p>地区公園・近隣公園の有効活用検討 ・子育て支援施設等の配置など</p> <p>花川南地区 ・計画的な下水道の整備</p> <p>茨戸川 ・河川敷地の緑化等 ・親水性空間の形成の取り組み ・浄化運動の促進</p> <p>発寒川 ・河川敷地の緑化・利活用 ・親水性空間の形成の取り組み</p> <p>○合併浄化槽の整備の継続</p> <p>□水とみどりのネットワークの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ○花とみどりのまちなみ形成の取り組み（道路、宅地を活用したうおいと安らぎの創出） ○宅地内緑地の保全・創出の取り組み ○市役所周辺における公園整備のあり方についての検討 ●スポーツ振興エリアの設定の検討【新規】 ●公園長寿命化計画に基づく、計画的な公園リニューアルの取り組み【新規】 ●公園等の多面的な利用の検討（子育て支援や高齢者社会への対応）【新規】 ○大きなみどりの維持・保全 ○みどり豊かな住環境の創出の取り組み ○自然循環型森づくりの推進 ○緑地・山林の保全 ○地域特性に合わせた街路樹の樹種変更の検討 <p>□河川等の整備、利活用と保全の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川敷地の緑化（石狩川、茨戸川、発寒川、樟川、石狩放水路など） ○親水性空間の形成の取り組み ○河川の浄化運動の促進（水質改善、水の循環の取り組み） ○石狩川水系上下流域交流の推進（河川環境の保全） ○生物多様性に配慮した河川整備 ○海を育てる森林の保全・育成 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●●●● 保安林 ■ 農地・河川 ■■■■ 水辺空間 ■ 森林 ⚙️ 公園の有効活用検討 ■ 海浜植物等保護地区 ⊗ スポーツ振興エリアの検討 ● 紅葉山砂丘の保全

修正前

住生活基本計画の盛り込み
■32ページ以降

ゾーン別の課題についての文言修正

■39ページから48ページ

例)44ページ 1 都市機能ゾーン「情報推進・生産物流」検討地区(石狩湾新港地域)

石狩市都市整備方針【草案】 - 資料・解説編 -

1 都市機能ゾーン「情報推進・生産物流」検討地区（石狩湾新港地域）

(1) 地域特性

- 歴史
石狩湾新港は、昭和45年「第3期北海道総合開発計画」の閣議決定により港の実現に向けて具体的第一歩が踏み出され、昭和51年から、港の背後地が、土地区画整理事業により造成されています。
- 現状
石狩湾新港地域は、札幌圏に位置する優位性等から、企業の集積規模は北海道内最大級で、国内でも有数の産業空間です。現在、物流や機械金属、食品等の企業が集積しているほか、近年では特にエネルギー関連企業や、データセンター等、立地業種の多様化が進んでおり、平成27年度末には749社が立地、628社（内石狩市域568事業所）が就業しています。



(2) 課題

i	企業二重に対応した土地利用の増進 エネルギー関連、データセンター等、業種の多様化や地域創業者、地域利用者のための利便施設への対応 → 課題① 幅広いニーズに対応し、企業立地を促進
ii	公共交通による移動手段の確保 市街地と石狩湾新港地域を結ぶ路線及び便数が少ない → 課題② 道路網・公共交通の充実
iii	市民にも親しんでもらえる地域づくり 市民が憩える場所が少ない（にぎわい拠点・親水空間などの創設検討） → 課題③ 市民にもっと親しんでもらえる地域づくり
iv	受け皿確保、市街地の魅力向上により、市内就業者の市内居住推進 平成27年国勢調査では、市内就業者の半数以上は市外に住んでおり、市内居住が促される → 課題④ 石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地、既存建物の有効活用

(P6 各計画の体系図 課題を参照)

住区基幹公園の根拠法令欄について、文言修正

■53ページ

種類	概要	根拠法令
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣居住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域域外の一定の町村に設ける特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。

修正後

■32ページから38ページ
住生活基本計画の盛り込み

6ページの課題文修正や文言精査による修正

■44ページから53ページ

石狩市都市整備方針【草案】 - 資料・解説編 -

1 都市機能ゾーン「情報推進・生産物流」検討地区（石狩湾新港地域）

(1) 地域特性

- 歴史
石狩湾新港は、昭和45年「第3期北海道総合開発計画」の閣議決定により港の実現に向けて具体的第一歩が踏み出され、昭和51年から、港の背後地が、土地区画整理事業により造成されています。
- 現状
石狩湾新港地域は、札幌圏に位置する優位性等から、企業の集積規模は北海道内最大級で、国内でも有数の産業空間です。現在、物流や機械金属、食品等の企業が集積しているほか、近年では特にエネルギー関連企業や、データセンター等、立地業種の多様化が進んでおり、平成27年度末には749社が立地、628社（内石狩市域568事業所）が就業しています。



(2) 課題

i	企業二重に対応した土地利用の増進 エネルギー関連、データセンター等、業種の多様化や地域創業者、地域利用者のための利便施設への対応 → 課題① 幅広いニーズへの対応による企業立地の促進
ii	公共交通による移動手段の確保 市街地と石狩湾新港地域を結ぶ路線及び便数が少ない → 課題② 道路網・公共交通の充実
iii	市民にも親しんでもらえる地域づくり 市民が憩える場所が少ない（にぎわい拠点・親水空間などの創設検討） → 課題③ 市民にもっと親しんでもらえる地域づくり
iv	受け皿確保、市街地の魅力向上により、市内就業者の市内居住推進 平成27年国勢調査では、市内就業者の半数以上は市外に住んでおり、市内居住が促される → 課題④ 石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地、既存建物の有効活用／空家の対応

(P6 各計画の体系図 課題を参照)

国が示している運用指針の改正に伴い公園の誘致距離の記載削除

■58ページ

種類	概要	根拠法令
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。

修正前		修正後
<p data-bbox="105 177 365 209">見出しのページの削除</p> <p data-bbox="105 225 248 256">■60ページ</p> <p data-bbox="555 309 875 328">石狩市都市骨格方針【素案】ー資料・分析データ編ー</p> <p data-bbox="421 687 714 727">I. 石狩市の概況</p>	<p data-bbox="1084 788 1144 828">⇒</p>	<p data-bbox="1176 177 1435 209">全体の統一を図るため</p> <p data-bbox="1301 416 1357 448">削除</p>

修正前

地区別の人口で、「緑苑台」と「その他」の人口の修正

■82ページ

石狩市都市骨格方針【案】 - 資料・分析データ編 -

6.地区別の将来人口【H27(2015)国調ベース】②

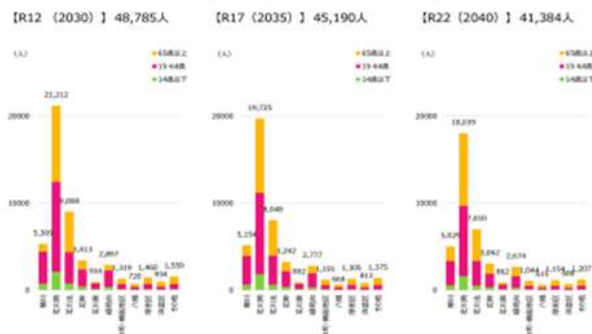
将来人口 ※ 緑川・八幡地区については、市街化区域内の人口であり、その他については、旧石狩市域の市街化区域外人口です。



資料：平成27（2015）年国勢調査
国立社会政策・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」 17

6.地区別の将来人口【H27(2015)国調ベース】③

将来人口 ※ 緑川・八幡地区については、市街化区域内の人口であり、その他については、旧石狩市域の市街化区域外人口です。



資料：平成27（2015）年国勢調査
国立社会政策・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」 18

82



修正後

データ精査に基づく修正

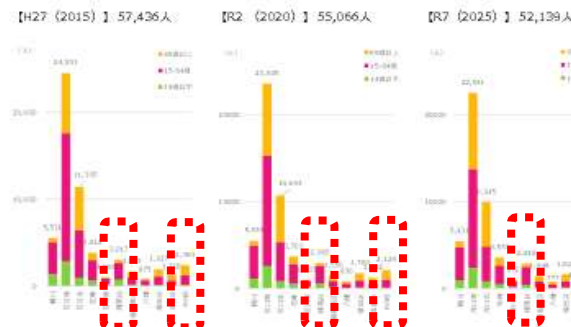
■88ページ

データの精査による修正

石狩市都市骨格方針【案】 - 資料・分析データ編 -

6.地区別の将来人口【H27(2015)国調ベース】②

将来人口 ※ 緑川・八幡地区については、市街化区域内の人口であり、その他については、旧石狩市域の市街化区域外人口です。



資料：平成27（2015）年国勢調査
国立社会政策・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

6.地区別の将来人口【H27(2015)国調ベース】③

将来人口 ※ 緑川・八幡地区については、市街化区域内の人口であり、その他については、旧石狩市域の市街化区域外人口です。



資料：平成27（2015）年国勢調査
国立社会政策・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

85

修正前

地区別の人口で、「緑苑台」と「その他」の人口の修正

■83ページ

石狩市都市整備費格方針【案】 - 資料・分析データ編 -

6.地区別の将来人口【H27(2015)国調ベース】④

地区別の将来人口と構成比の推移



資料：平成27（2015）年国勢調査
国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」 19

6.地区別の将来人口【H27(2015)国調ベース】⑤

地区別の将来人口と構成比の推移



資料：平成27（2015）年国勢調査
国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」 20

83



修正後

データ精査に基づく修正

■89ページ

データの精査による修正

石狩市都市整備費格方針 - 資料・分析データ編 -

6.地区別の将来人口【H27(2015)国調ベース】④

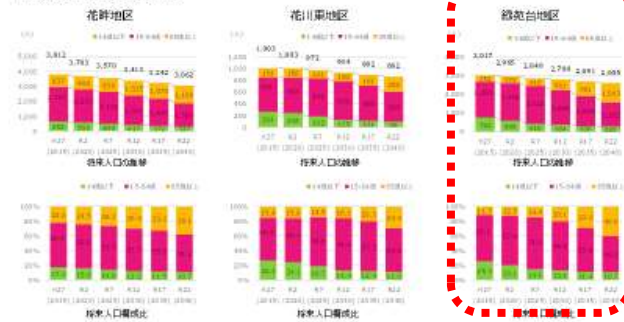
地区別の将来人口と構成比の推移



資料：平成27（2015）年国勢調査
国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

6.地区別の将来人口【H27(2015)国調ベース】⑤

地区別の将来人口と構成比の推移



資料：平成27（2015）年国勢調査
国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

86

修正前

地区別の人口で、「緑苑台」と「その他」の人口の修正

■84ページ

6. 地区別の将来人口【H27(2015)国調ベース】⑥

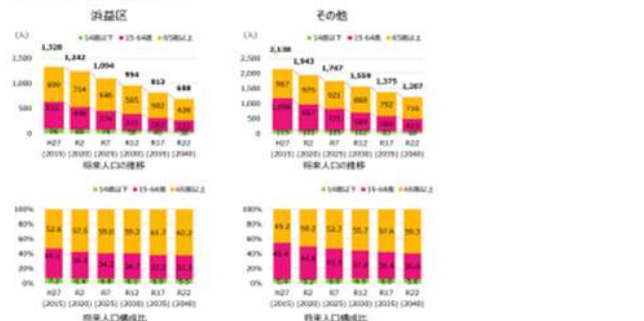
地区別の将来人口と構成比の推移



資料：平成27（2015）年国勢調査
国立社会政策・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年版推計）」 21

6. 地区別の将来人口【H27(2015)国調ベース】の

地区別の将来人口と構成比の推移



資料：平成27（2015）年国勢調査
国立社会政策・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年版推計）」 22

修正後

データ精査に基づく修正

■90ページ

データの精査による修正

6. 地区別の将来人口【H27(2015)国調ベース】⑥

地区別の将来人口と構成比の推移



資料：平成27（2015）年国勢調査
国立社会政策・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年版推計）」

6. 地区別の将来人口【H27(2015)国調ベース】の

地区別の将来人口と構成比の推移



資料：平成27（2015）年国勢調査
国立社会政策・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年版推計）」



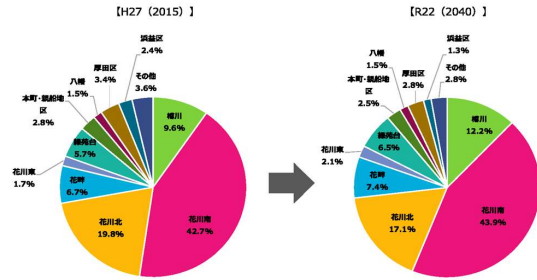
修正前

地区別の人口で、「緑苑台」と「その他」の人口の修正

■85ページ

6.地区別の将来人口【H27(2015)国調ベース】⑧

将来人口の構成比



資料：平成27(2015)年国勢調査
国立社会保険・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」 23

修正後

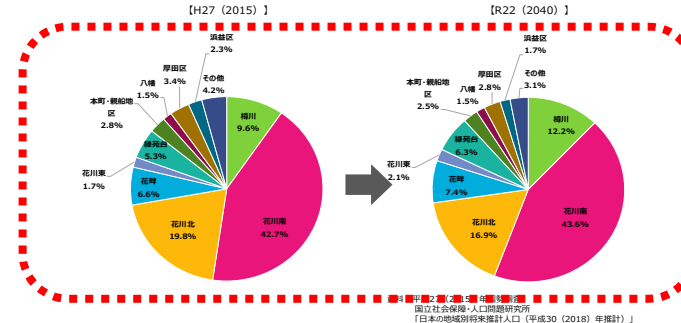
データ精査に基づく修正

■91ページ

6.地区別の将来人口【H27(2015)国調ベース】⑧

将来人口の構成比

データの精査による修正

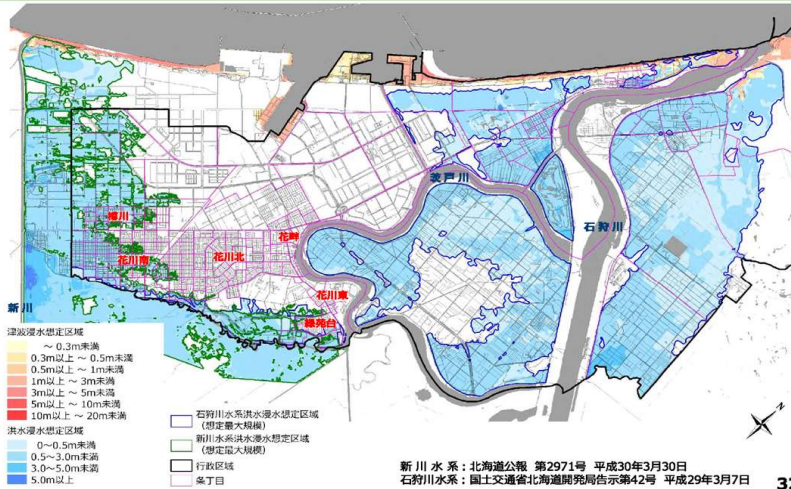


資料：平成27(2015)年国勢調査
国立社会保険・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

災害に関する指定区域図の修正

■89ページ

8.災害に関する指定区域図



データ精査による修正(差し換え)

■95ページ

8.災害に関する指定区域図



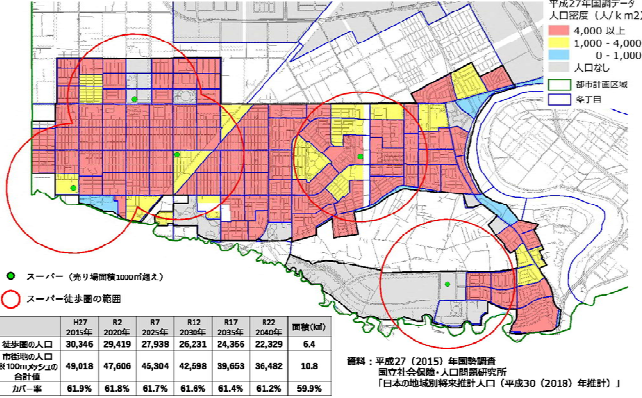
修正前

左下表にある「徒歩圏の人口」の変更

■90ページから103ページ

例)90ページ 1①商業施設(スーパー)からの徒歩圏(800m)の範囲

1.①商業施設(スーパー)から徒歩圏(800m)の範囲



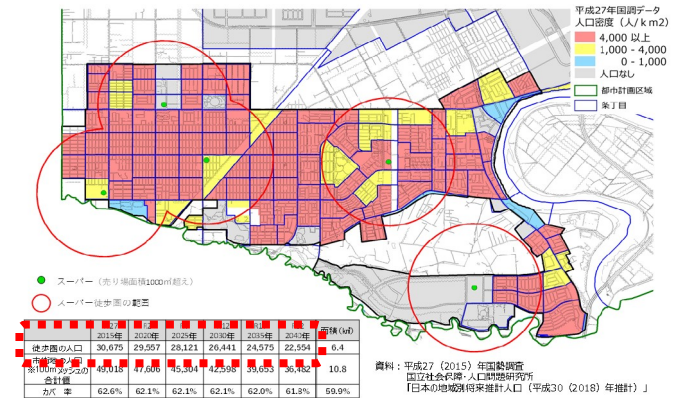
修正後

将来人口を予測するツール(国土交通省作成)のデータ変更に伴う変更

■96ページから109ページ

例)96ページ 1①商業施設(スーパー)からの徒歩圏(800m)の範囲

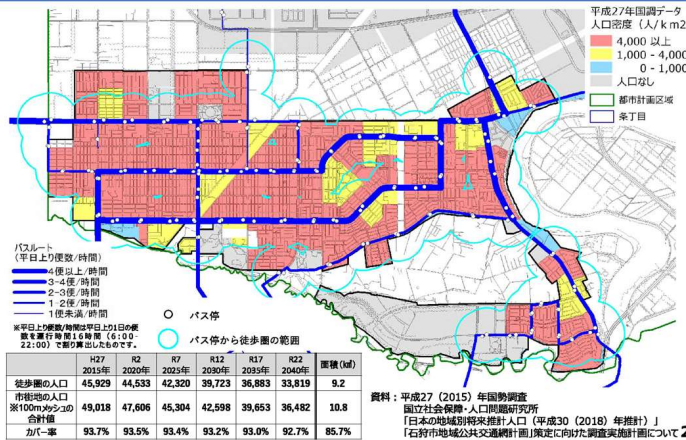
1.①商業施設(スーパー)から徒歩圏(800m)の範囲



バス停からの徒歩圏の図の差し替え

■102ページ

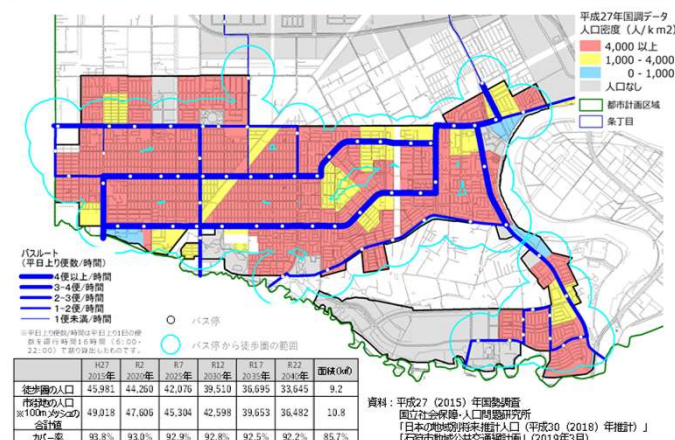
5.①バス停から徒歩圏(300m)の範囲



バスの各系統の便数を表していた図を、各道路を通過するバス便で表示する図に変更

■108ページ

5.①バス停から徒歩圏(300m)の範囲



バス停の位置については、上り便、下り便を1つにまとめております。

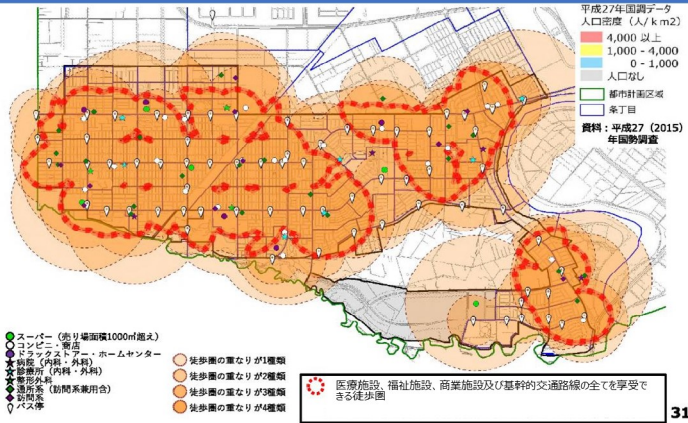


修正前

「全施設からの徒歩圏の範囲」(高齢者生活施設)と(子育て生活施設)の修正

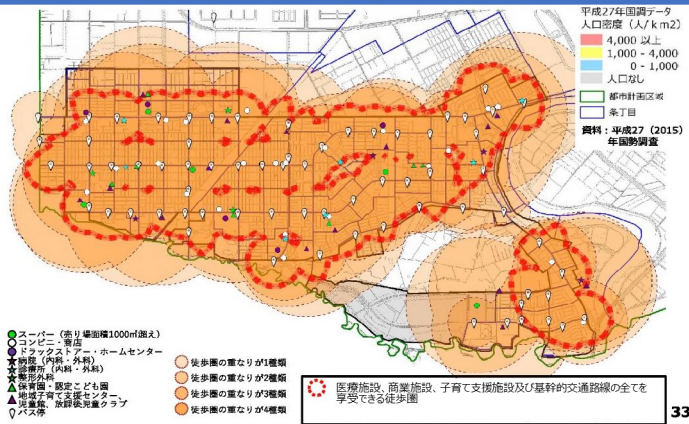
■104ページ

7.全施設からの徒歩圏の範囲 (高齢者生活施設) (1.⑤ 2.④ 3.⑦ 5.①の徒歩圏の重ね図)



■105ページ

7.全施設からの徒歩圏の範囲 (子育て生活施設) (1.⑤ 2.④ 4.⑦ 5.①の徒歩圏の重ね図)

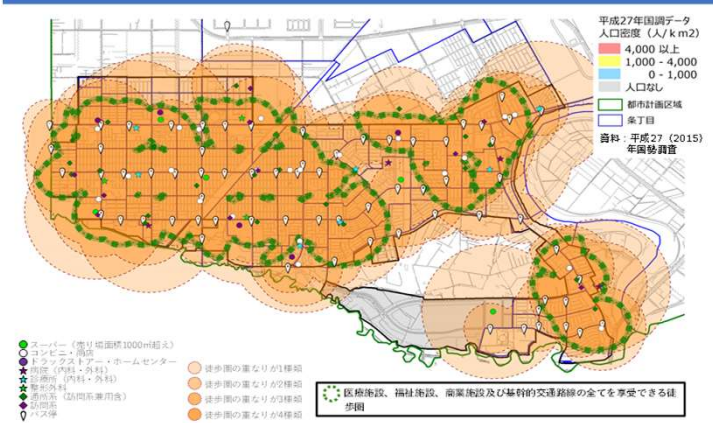


修正後

全て同じ「赤色」であったため、色分けしたことによる表示の修正

■111ページ

7.全施設からの徒歩圏の範囲 (高齢者生活施設) (1.⑤ 2.④ 3.⑦ 5.①の徒歩圏の重ね図)



■112ページ

7.全施設からの徒歩圏の範囲 (子育て生活施設) (1.⑤ 2.④ 4.⑦ 5.①の徒歩圏の重ね図)

